

第2次 あま市地球温暖化対策実行計画

＜事務事業編＞

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

令和4（2022）年8月

愛知県あま市

目 次

第1章	計画策定の背景	1
1	地球温暖化問題の概要	1
2	地球温暖化問題への取組み	1
第2章	これまでの取組み	4
1	あま市の取組み	4
2	温室効果ガスの排出状況	4
第3章	計画の基本的事項	5
1	計画の趣旨	5
2	計画期間	5
3	計画の位置づけ	5
4	対象範囲	6
5	対象となる温室効果ガス	6
6	目標	7
第4章	温室効果ガス抑制に向けた取組み内容	8
1	再生可能エネルギーの積極導入	8
2	施設設備の改善等	8
3	省エネルギーの推進	8
4	省資源の推進	9
5	その他取組みの推進	10
第5章	計画の推進	12
1	推進体制	12
2	進行管理	12
3	職員に対する研修等	12
4	実行計画の見直し	13
	改定の経緯	14

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化とその影響

現在、世界規模で様々な影響を与えているのが地球温暖化であり、その影響も含め深刻な問題となっています。

地球温暖化は、海面の上昇から熱波や干ばつ、大雨やそれによる洪水など、気温上昇のほかにこれらの気候変動を引き起こし、私たちだけでなく地球に住む動植物などの生態系にも影響を及ぼしています。

農作物が被害にあい、作物の収穫が減るだけでなく、生物多様性が減少したり、絶滅してしまう動物も出てきます。

地球の平均気温が上昇すると海面の上昇につながります。これは北極などにある海氷が融解していることが要因とされます。

海面の上昇は非常に危険で、日本への影響を考えると、1メートルの海面上昇により、砂浜の9割以上が失われていくと予想されています。

近年の台風の大型化や豪雨が頻発するのもこの影響の1つであるとされており、暴風や大雨による被害も甚大ですが、それに伴って起きる洪水や土砂崩れなどの二次災害も深刻になっています。

地球温暖化による自然への影響も深刻で、生態系へは大きな影響を与えており、動植物共にその変化や絶滅といった個体の消滅も起こっています。

また温暖化による気温の上昇は地域によって乾燥を起こし、長期化することで大規模な森林火災などを増加させてしまい、生態系の破壊だけでなく、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する森林を減少させてしまっています。

近年の日本でも気温の上昇や大型台風の通過による被害で、農作物の不足が起こっています。これが世界規模になると食物が全くと言っていいほど足りなくなり、飢餓に陥る人が増加し、地域によっては不衛生な環境となり、病気が蔓延するなど生活に関するリスクも大きくなるのが地球温暖化です。

2 地球温暖化問題への取組み

(1) 国際的な取組み

地球温暖化対策を巡る国際的な動向としては、平成27(2015)年9月にニューヨークで開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を令和12(2030)年に向けて総合的に解決する強い意志が共有されました。同年12月には、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を目的として掲げました。

先進国に限らず、すべての参加国に対して温室効果ガス削減・抑制目標を定めることが求められ、新たな枠組みでの地球温暖化対策がスタートしています。

さらに、平成 30（2018）年に国連の気候変動に関する政府間パネル（ICPP）特別報告書において、気候変動による影響を抑えるには、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より低い 1.5℃に抑えるために、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量をゼロにすることが必要とされました。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）とは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際目標です。SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 の達成基準から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。



本計画と特に関わりの深い SDGs のゴールを以下に示します。

以下に示したゴールは、本計画の推進によって達成に資するゴールであるとともに、あま市の各種計画の推進によって達成されるゴールであることを認識しながら、取組を進めていきます。



「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」

すべての人が利用可能な、信頼性が高く持続可能な現代的エネルギーの確保。



「住み続けられるまちづくりを」

すべての人が受け入れられる、安全かつレジリエントで持続可能な都市と住居への転換。



「つくる責任つかう責任」

持続可能な消費と生産パターンの確保。



「気候変動に具体的な対策を」

気候変動とその影響への緊急対策の実施。



「海の豊かさを守ろう」

持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保存と持続可能な方法での利用。



「陸の豊かさを守ろう」

地上生態系の保護・回復・持続可能な利用促進、持続可能な森林管理、砂漠化対策、土地劣化の阻止と回復、生物多様性の損失阻止。

(2) わが国の取組み

わが国は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につながるという考えの下、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「令和32（2050）年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととし、第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号。以下「改正地球温暖化対策推進法」という。）によりこの目標を法定化しました。

これにより、中期目標の達成に留まらず、脱炭素社会の実現に向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組み・投資やイノベーションを加速させ、さらに、令和32（2050）年目標と整合的で野心的な目標として、令和12（2030）年に温室効果ガスを平成25（2013）年から46%削減することを目指すとともに、50%の高みに向けて挑戦を続けることで、経済と環境の好循環を生み出し、令和12（2030）年の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組みを進めています。

令和32（2050）年カーボンニュートラルと令和12（2030）年46%削減目標の実現は、決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であり、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していきます。

第2章 これまでの取組み

1 あま市の取組み

あま市では、平成29（2017）年6月に、平成27（2015）年度を基準年度として、あま市の事務事業に関する温室効果ガスの排出量を6%削減する目標の「あま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

職員一人ひとりが職場での事務事業の執行の際、または庁舎、施設等の設備機器の運転等を適切に行い、温室効果ガス排出量の削減（抑制）を推進し、職員等の取組み状況を確認しつつ、毎年エネルギー使用量等に基づき温室効果ガス排出量を算定し、その結果を職場で共有することにより削減（抑制）を進める取組みをしました。

住民や事業者等への率先垂範となるべく、温室効果ガス排出量の実態、取組み成果等を広く公表しました。

メタン（二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果）及び一酸化二窒素（二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果）を二酸化炭素換算した総温室効果ガス排出量は平成27（2015）年度が6,488,991.6kgとなり令和3（2021）年度の目標総温室効果ガス排出量は6,099,652.1kgです。

令和3（2021）年度までの二酸化炭素換算における温室効果ガスの総排出量は、令和3（2021）年度5,909,826.1kgとなり、基準年度の平成27（2015）年度と比較すると、**8.93%減少**となり目標の6%の削減を達成しました。

2 温室効果ガスの排出状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
温室効果ガス （二酸化炭素） 総排出量(kg)	6,488,991.6	6,397,551.7	6,441,212.1	6,273,194.0	6,235,712.8	6,061,266.5	5,909,826.1
基準年度 （平成27年度） からの削減率(%)		▲1.41	▲0.74	▲3.33	▲3.90	▲6.59	▲8.93

第3章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条に基づき、市町村は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画を策定するものとされ、併せて同条第10項では計画の実施状況を公表しなければならないとされています。

第2次あま市地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、法に定められた地方公共団体の責務に基づき、地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止対策を進めるため、一事業所としてあま市の温室効果ガス排出削減の将来的目標を定め、達成するために策定するものです。

＊地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画期間

本計画は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間を計画期間とし、基準年度は、平成27（2015）年度とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化防止のための総合的な対策をまとめ上げ、具体的行動指針を示すとともに、地球温暖化防止に市が率先して行動し、効果を上げていくことを目的としています。

さらに、地球温暖化対策について市民や事業者のみなさんが積極的に活動できるよう、この計画がその参考となることを目的として策定しました。

4 対象範囲

本計画の対象範囲は、あま市が行う全ての行政事務とし、庁舎におけるもののみならず、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

ただし、指定管理者制度等により、市が直接管理運営を行っていないものについては、対象から除外します。

5 対象となる温室効果ガス

本計画では、削減対象とする温室効果ガスは「法」第2条第3項で定められた以下の7種類のうち二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の3種類のガスを対象とし、ハイドロフルオロカーボン(HFC-134)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)及び三フッ化窒素(NF₃)については、全体の排出量が少ないこと及び排出量の把握が一般的に困難であることから、削減対象から除外します。

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン(CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカー ボン(PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。	

6 目標

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の間温室効果ガス総排出量を、平成27（2015）年度と比較し15%削減することを目指します。

第4章 温室効果ガス抑制に向けた取組み内容

直接的に温室効果ガスの排出を抑制する省エネルギーに積極的に取組み、事務事業から排出する温室効果ガスの抑制に努めます。また、間接的に温室効果ガス排出量削減に効果がある省資源の推進、廃棄物の削減とリサイクルの推進に取組みます。

また、各施設ではグリーン購入を行うとともに施設設備については、新エネルギーの積極導入や改善等を行っていきます。

具体的な取組みとして、あま市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出抑制対策に資する主な取組みは次のとおりとします。

1 再生可能エネルギーの積極導入

- 各施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する。

2 施設設備の改善等

- 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- 高効率照明（LED照明等）への買い換えを順次行う。
- 照明自動点滅装置（タイムスケジュール、昼光センサー、人感センサー等）の導入を図る。
- 公用車の更新時に、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）といったガソリン等の燃料を使用しない車の導入を図る。
- 空調設備の更新時に省エネルギー型の導入を図る。
- 機械設備の更新時に高効率機器の導入を図る。
- パソコンなどの事務機器は、省エネルギー・省資源型への切替え等の見直しを行う。
- 事務機器の使用しない時間帯における電源の遮断を行う。

3 省エネルギーの推進

（1）電気使用量の抑制

- 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯をする。
- 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯をする。
- 窓口及び来客対応を除き、昼休み時の消灯を徹底する。
- 窓口等を除き、昼休み時や長時間離席するときはOA機器の電源をこまめに切る。
- 残業時、休日出勤時の照明は、必要最小限にして、点灯時間の削減に努める。

- ・特別の場合を除き、エレベーターの使用を控え階段を利用する。
- ・ノー残業デーを推進する。
- ・空調運転の時間管理の徹底を図ると共に、冷暖房における室内温度は、冷房時28℃を目安に、半袖・ノーネクタイ等の軽装をする「クールビズ」、暖房時20℃を目安に、上着等の重ね着をする「ウォームビズ」を推進し、空調する部屋の適正管理をする。
- ・空調効率を高めるために、シェード等の日除けを活用、または導入する。

(2) 公用車の燃料使用量の抑制

- ・アイドリング・ストップに努める。
- ・環境に配慮した経済運転に努める（急発進、急加速、空ぶかし等をしない）。
- ・タイヤの空気圧の調整を定期的に行う。
- ・公共交通機関や相乗りに努める。
- ・徒歩（又は自転車利用）に努める。
- ・不要な荷物の積載を抑制する。
- ・経済的運行ルートを選択する。

(3) ガス使用量の抑制

- ・空調運転の時間管理の徹底を図ると共に、冷暖房における室内温度は、冷房時28℃を目安に、半袖・ノーネクタイ等の軽装をする「クールビズ」、暖房時20℃を目安に、上着等の重ね着をする「ウォームビズ」を推進し、空調する部屋の適正管理をする。
- ・換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化に努める。
- ・冬季以外の給湯供給時間の短縮に努める。

(4) その他の省エネルギー

- ・通勤時の移動は、なるべく環境への配慮に努める。
- ・毎月給料日を「ノーマイカーデー」とし、公共交通機関等による通勤をする。

4 省資源の推進

(1) コピー・印刷用紙の削減

- ・ミスコピーやミスプリントの発生防止に努める。
- ・両面印刷、両面コピーを徹底する。
- ・文書、資料等の簡素化に努め、併せ作成枚数を必要最小限にする。
- ・ペーパーレス化の推進と共に、庁内情報システムの有効利用をする。

- 片面使用紙やミスコピー紙の裏面使用に努める。
- 文書、資料の共有化に努める。
- 会議等においては、原則として封筒を配布しない。
- 部数を多く作成する場合は、印刷機を利用して作成する。
- 使用済封筒の再利用を図る。

(2) 水使用量の削減

- 水道水の節水に心掛ける。
- 節水型の機器の導入に努める。
- 節水コマの使用や可能な範囲での水圧調整に努める。
- 水道使用量をこまめに点検し、漏水の早期発見に努める。

(3) 廃棄物の削減

- 資源リサイクルを推進するため分別の徹底を図る。
- 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
- 詰め替えやりサイクル可能な文具等の使用を優先する。
- 使い捨て製品の購入を自粛する。
- 事務機器は、修理などにより可能な限り長期使用に努める。
- トナーカートリッジ等の再利用に努める。
- 購入物の梱包材は、納入時に返す。
- 物品等の購入には、簡易包装を要請する。

(4) グリーン購入の推進

- 事務用品は、詰め替えやりサイクル可能な消耗品を購入する。
- 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。
- 電気製品等の物品の新規購入、リースをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものに努める。

5 その他取組みの推進

(1) 公共工事における環境負荷の低減

- 材料は、再生素材またはリサイクル可能なものを活用する。
- 透水性舗装等の採用により道路交通騒音の低減及び雨水の排水性の向上に資する工事を考慮する。
- 建設残土等副産物の発生抑制やりサイクルに努める。
- 排出ガス対策型及び低騒音振動型建設機械の使用促進を図る。

(2) 緑化の推進

- 緑地の保全や適正な維持に努める。
- 緑化においては、大気浄化能力の高い植物を推奨する。

(3) 環境保全活動等の参加

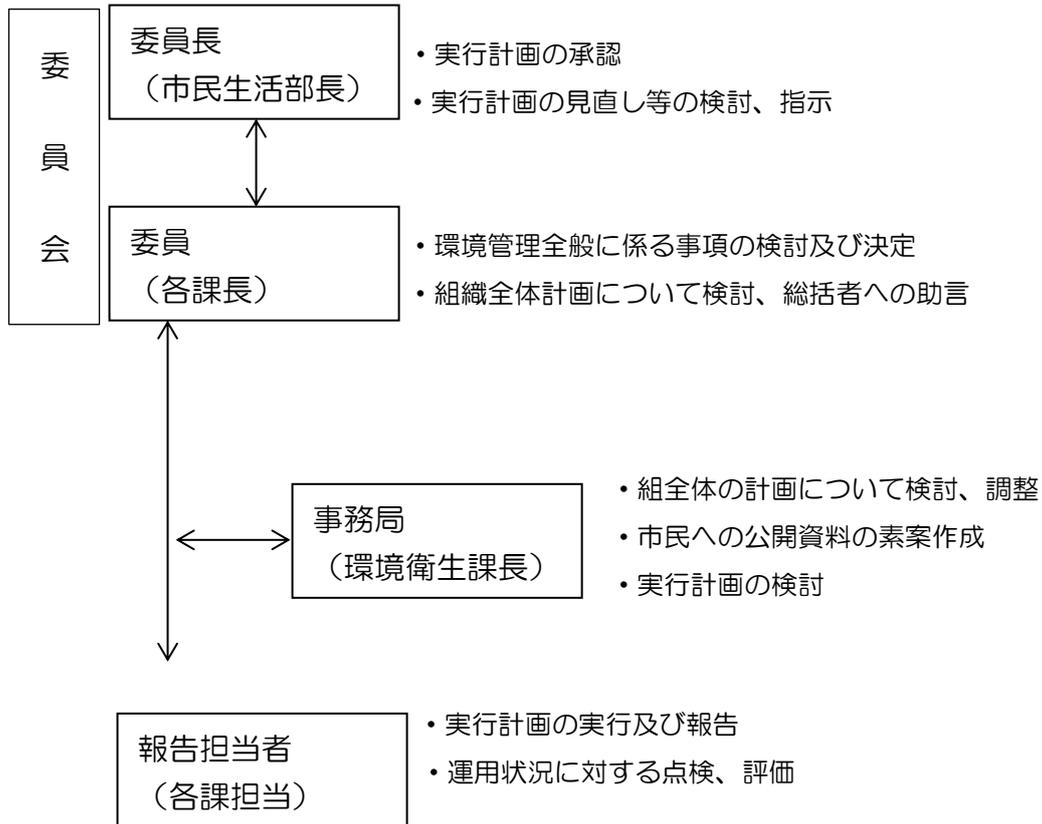
- 地域における環境保全活動に積極的に参加する。
- 環境関連行事へ積極的に参加する。
- 家庭等での地球温暖化防止に努める。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、次の体制で実施します。

組織図



2 進行管理

温室効果ガス排出状況や温暖化対策の進捗状況等について、少なくとも1年に1回調査を実施し、毎年度の状況を公表するものとします。

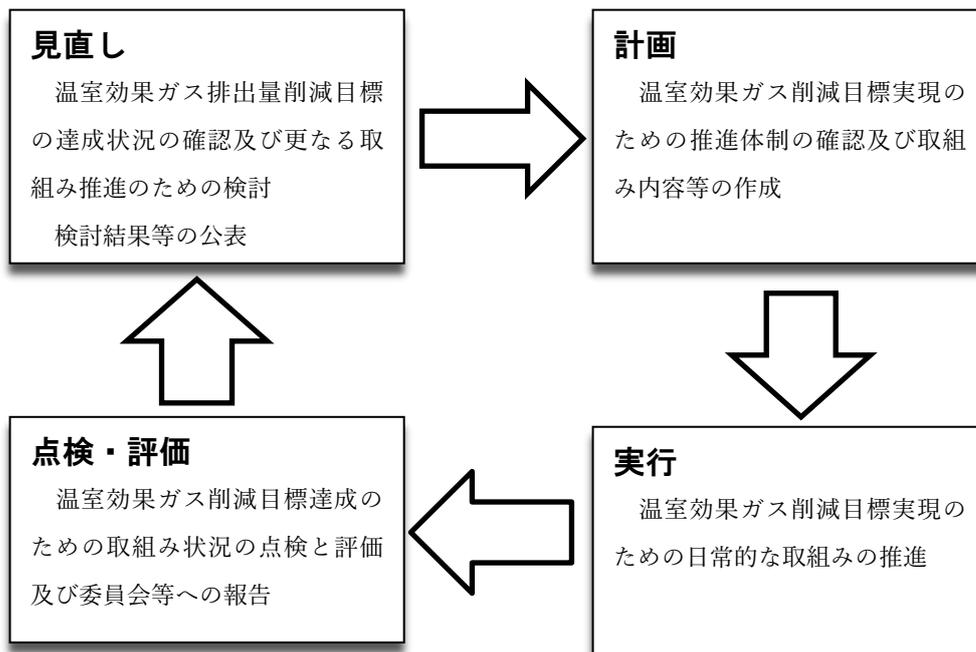
3 職員に対する研修等

計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を行うとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう支援を行います。

4 実行計画の見直し

本計画を実効性のあるものとして推進していくために、必要に応じて見直しをします。今後も「計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検・評価（Check）→ 見直し（Action）」のサイクルにより、継続的改善による取組みにより目的達成に努めてまいります。

進行管理の仕組み図



改定の経緯

年 月 日	内 容
平成29（2017）年6月1日策定	改正地球温暖化対策推進法の施行に伴う策定。
令和4年（2022）年8月1日改定	第1次版の令和3（2021）年度内終了に伴う改定。

あま市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編＞

平成29（2017）年6月1日

令和4（2022）年8月1日【第2次】

あま市市民生活部環境衛生課

〒490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

あま市役所（甚目寺庁舎2階）

TEL 052-444-3132

FAX 052-443-3555